

普通自転車の定義に係る規定の見直しについて
（「日刊警察」令和2年12月21日号から）

警察庁は令和2年11月13日付で全国の警察に「**道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営**」について通達した。普通自転車の定義に係る既定等の見直しに関する規定などが整備され同年12月1日から施行されたが、それに先立ち、趣旨、内容、留意事項などについて提示したものである。そのうち「**普通自転車の定義に係る規定等の見直しに関する規定の整備**」について紹介する。

■ 趣旨

二輪又は三輪の自転車については、通行方法等に係る特例の規定が定められているが、近年、高齢者用の四輪自転車や、運搬用の四輪自転車が開発され、その利用が増大していることを受け、規定を見直すこととした。

■ 内容

● 押して歩いている者を歩行者とする車両に関する規定

・ 趣旨

現在、一定の大きさの基準を満たす**歩行補助車等**を通行させている者は、法の規定の適用について歩行者とされているところ、この基準の範囲内の大きさの車両であれば、他の歩行者の通行を妨げるおそれはないことから、車体の大きさ及び構造が一定の基準に該当する車両を押して歩いている者は、歩行者とすることとした。

・ 内容

下記a及びbの基準を満たす車両（側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く）については、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして、当該車両を押して歩いている者を歩行者とすることとした（法第2条第3項第2号及び府令第1条の5）。

a 長さ190センチメートル及び幅60センチメートルを超えない大きさであること。

b 四輪以上の自転車であること。

● 自転車道を通行可能な車両に関する規定

・ 趣旨

旧法では、**自転車道**を通行することが認められる車両は、原則として**二輪又は三輪の自転車**に限られていたが、**普通自転車**（法第63条の3に規定する普通自転車をいう。以下同じ）の大きさの基準の範囲内の大きさであり、かつ、原動機がなく、又は人の力を補うために用いる原動機のみが付いている車両であれば、自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれはないと考えられることから、一定の基準に該当する車両については自転車道の通行を認めることとした。

・ 内容

下記a及びbの基準を満たす車両（側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く）については、自転車道の通行を認めることとした（法第17条第3項及び府令第5条の3）。

a 長さ190センチメートル及び幅60センチメートルを超えない大きさであること

b 四輪以上の自転車であること

● 普通自転車に関する規定

・ 趣旨

車体の大きさ及び構造が一定の基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないものに

ついて、現在普通自転車とされている二輪又は三輪の自転車に加えて四輪の自転車についても、新たに普通自転車とすることとした。

・ 内容

車体の大きさ及び構造が下記aからeまでの基準に適合する四輪の自転車¹で他の車両を牽引していないものについては、普通自転車とすることとした(法第63条の3及び府令第9条の2の2)。

- a 長さ190センチメートル及び幅60センチメートルを超えない大きさであること
- b 側車を付していないこと
- c 1の運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く)を備えていないこと
- d 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること
- e 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

● 人の力を補うため原動機を用いる自転車に関する規定

・ 趣旨

人の力を補うため原動機を用いる四輪の自転車については、これまで存在が想定されておらず、高い補助率を認める規定がなかったが、リヤカーを牽引している場合については、三輪の自転車の場合と安定性や重量の面で同様のものと評価することができ、これらの扱いに差異を設ける理由はないことから、三輪の自転車と同様の補助率を認めることとした。

・ 内容

24キロメートル毎時未満の速度で、四輪の自転車であって牽引されるための装置を有するリヤカーを走行させることとなる場合については、三輪の自転車を同様に走行させる場合と同じく、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率の要件を、下記a又はbに掲げる速度の区分に応じ、それぞれ定める数値以下であることとした(府令第1条の3第1号)。

- a 10キロメートル毎時未満の速度 3
- b 10キロメートル毎時以上24キロメートル毎時未満の速度

走行速度をキロメートル毎時で表した数値から10を減じて得た数値を3分の14で除したものを3から減じた数値

■ 留意事項

四輪の自転車の取り扱いについて、交通指導取締り等の現場における対応に誤りがないよう、職員に対する教養を徹底すること。また、これらの車両の利用者に対して、交通安全教育等を通じ、変更後の通行ルールの周知に努めること。

注) 改正法 : 道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)

旧法 : 改正法による改正前の道路交通法(昭和35年法律第105号)

法 : 改正法による改正後の道路交通法

改正令 : 道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第323号)

令 : 改正令による改正後の道路交通法施行令

改正府令 : 道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和2年内閣府令第70号)

旧府令 : 改正府令による改正前の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)

府令 : 改正府令による改正後の道路交通法施行規則

以上